

地価公示の予算の確保等に関する決議（案）

地価公示は、公正・客観的な地価を示すものとして不動産取引の重要な指標であるとともに、不動産鑑定評価の規準、相続税・固定資産税評価の基準等として活用されており、地価情報インフラの根幹として、国民生活や経済活動に大きな影響を与えるなど、極めて重大な役割を担っている。

一方、公的土地評価の根幹である地価公示について、その担い手である不動産鑑定士の数は年々減少し、高齢化も進んでいる状況にあり、近い将来、地価公示制度をはじめとする公的土地評価の担い手の確保が困難になることが危惧される。

地価公示の鑑定評価料は、本議員連盟の決議を踏まえ、令和七年の地価公示から、二十二年振りに、一、〇〇〇円引き上げられることとなった。

今後、地価公示をはじめとする公的土地評価の担い手を確保する観点から、地価公示において実現した鑑定評価料の引上げを他の公的土地評価にも広く波及させ、公的土地評価全体における不動産鑑定士の処遇改善を急ぐべきである。

公的土地評価が地価情報インフラの根幹としての役割を着実に果たすため、本議員連盟は、以下、決議する。

記

- 一 地価公示について、必要な地点数（二六、〇〇〇地点）を維持しながら、鑑定評価員の報酬単価、地価公示の分科会活動等の運営経費について、地価公示の精度の確保に不可欠な水準を維持すること。
- 一 都道府県地価調査、相続税路線価評価、固定資産税評価、公共用地の取得に伴う鑑定評価、競売評価等の公的な鑑定評価について、鑑定評価料の引き上げに向けて取り組むこと。
- 一 特に、固定資産税評価については、令和七年度（令和八年一月）は、標準宅地の評価が全国一斉に行われることから、その際の鑑定委託料についても引上げがなされるよう必要な地方財政対策に取り組むこと。
- 一 不動産鑑定士の将来の担い手を確保する観点から、不動産鑑定士の業務領域の拡大に向けて必要な施策を講ずること。

令和六年五月二十二日

不動産鑑定士制度推進議員連盟

会長 加藤 勝信